

豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱

(通則)

第1条 豊田市高度先端産業立地奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、市内で工場の立地を行い高度先端産業分野の製造業等を営む中小企業者に対し、予算の範囲内において奨励措置を講ずることにより、本市の高度先端産業分野の産業立地を促進するとともに、産業構造の高度化及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E一製造業（以下「製造業」という。）及び小分類391一ソフトウェア業に分類される産業をいう。

(2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。

(3) 研究所 製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。

(4) 立地 次に掲げる行為をいう。

ア 新たに土地（既存の工場又は研究所（以下「工場等」という。）の敷地に隣接していない土地をいう。）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む。）し、工場を建設すること。（新規立地）

イ 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む。）に新たな工場を建設すること。（新設）

ウ 自ら所有又は賃借する既存の工場を増築すること。（増設）

エ 自ら所有又は賃借する工場において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。（設備一新）

(5) 高度先端産業分野 次に掲げる分野をいう。

ア 航空宇宙関連分野

イ 環境・新エネルギー関連分野

ウ 健康長寿関連分野

エ 情報通信関連分野

オ 先端素材関連分野

カ ナノテクノロジー関連分野

キ バイオテクノロジー関連分野

ク その他市長が認める分野

- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (7) 企業 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業は除く。）をいう。
- (8) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人及び機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。
- (9) 操業 立地に係る事業所において、奨励金の交付対象となる事業の活動を行うことをいう。
- (10) 事業者 立地を行う者をいう。
- (11) 固定資産取得費用 立地に係る事業所の工事等に着手した日（以下「事業着手日」という。）から立地に係る事業所が操業を開始した日までの期間に事業者が取得したもの（取得前において当該事業者又は当該事業者以外の者が過去に立地に係る奨励金その他の名目で市から交付を受けて行った当該立地に係るものを除く。）であり、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の対象となる資産の取得に要する費用のうち、次の各号の条件を満たす費用の合計額をいう。
 - ア 当該立地に係る工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用
 - イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用
 - ウ 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金（以下「県補助金」という。）交付要綱（平成24年4月）及び同要綱運用指針（平成24年4月）に規定する費用
- (12) 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「省令」という。）で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。
- (13) 重点産業分野 豊田市企業立地奨励条例（平成29年条例第37号。以下「条例」という。）第2条第13号に定める分野をいう。
- (14) 常用雇用者 工場を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者（奨励金の交付対象者）

第4条 奨励金の交付対象となる者は、高度先端産業分野の事業の用に供する工場を立地する中小企業者とし、県補助金交付要綱第9条の規定により認定された事業を実施する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には交付対象とならない。

- (1) 過去に同一の事業所における同一事業（以下「同一事業」という。）について県補助金を受けたことがある場合
- (2) 県補助金交付要綱第9条の規定により認定された事業について、県補助金の交付を辞退した場合

(3) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合

(4) 立地に係る事業所が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業に供されるものである場合

(5) 事業者が市税を滞納している場合
（交付対象とする経費）

第5条 奨励金の交付対象とする経費は、当該工場の立地に伴う固定資産取得費用とする。

（交付の要件等）

第6条 奨励金の交付の要件、奨励金の額及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 同一の事業所内において当該事業者が過去に市から立地に係る奨励金その他これらに類するものの交付を受けたことがある場合は、当該立地に係る事業所の事業着手日前5年に当たる日までに操業を開始していること。ただし、条例第3条第1号イの中小企業設備投資奨励金又は失効前の豊田市企業誘致推進条例（平成21年条例第59号）第3条第1号ウの再投資奨励金の交付を受けた事業所で、固定資産取得費用に含まれる償却資産の取得費用が1億円以下であった場合は、当該立地に係る事業所の事業着手日前1年に当たる日までに操業を開始していること。

3 過去に県補助金の対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該企業グループの企業（自社も含む。）が工場等を立地する場合の当該企業グループ当たりの奨励金の総額は、20億円を限度とする。ただし、省令で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

（認定の申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、立地に係る事業所の事業着手日（当該立地に係る工場の建物を新たに賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前までに奨励事業者認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「認定の申請」という。）は、同一の立地について、条例第3条第1号アに規定する企業立地奨励金又は同号イに規定する中小企業設備投資奨励金若しくは豊田市創造産業立地奨励金交付要綱（平成30年4月）に規定する豊田市創造産業立地奨励金と重複して申請することができない。

（奨励事業の認定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、及び必要な調査を行い、この要綱の目的に適合していると認めるときは、奨励事

業者として認定をするものとする。

- 2 市長は、奨励事業を認定するときは、周辺の生活環境への適正な配慮をすべきことその他の必要な条件を付することができる。

(認定の通知)

第9条 市長は前条第1項の規定に基づき奨励事業を認定したとき又は奨励事業に認定することが不適當であると認められるときは、奨励事業者認定可否決定通知書(様式第2号)により、認定の申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

(事業着手の届出)

第10条 第8条第1項の規定に基づき奨励事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、立地に係る工事等に着手したときは、速やかに事業着手届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(認定事業内容の変更等)

第11条 認定事業者は、奨励金の交付申請をするまでの間に、奨励事業の内容について変更(軽微な事項を除く。)が生じるときは、あらかじめ事業計画変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

- 2 認定事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに事業中止・廃止届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1) 奨励事業を中止又は廃止するとき。

(2) 別表に規定する要件を満たさなくなるとき。

(操業開始の期日等)

第12条 認定事業者は、第7条の規定による奨励事業者認定申請書(高度先端産業立地奨励金)を提出した日から3年以内に奨励事業に係る工場の操業を開始しなければならない。

- 2 認定事業者は、奨励事業に係る工場の操業を開始したときは、速やかに事業所操業開始届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する奨励金の交付対象者でないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨励事業の認定を受けたとき。

(3) 第8条第2項の規定により認定に付した条件に違反したとき。

(4) 第12条第1項の規定に基づく日までに操業を開始しないとき。

(地位承継)

第14条 合併、分割、相続その他の理由により、認定事業者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて奨励事業者承継申請書(様式第7号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認を行うときは、奨励事業者承継承認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(操業継続期間)

第15条 認定事業者は、当該工場の操業を操業開始の日から5年間継続しなければならない。

(交付の申請)

第16条 奨励金の交付を受けようとする認定事業者は、当該工場の操業等を開始した日から10月以内に、奨励金交付申請書(様式第9号)により市長に申請し、奨励金の交付の決定を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認め、別に定める日までに提出するときはこの限りではない。

(交付の決定)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正と認められるものについて奨励金の交付決定を行い、奨励金交付決定兼確定通知書(様式第10号)により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするときは、交付の方法その他の必要な条件を付すことができる。

(端数計算)

第18条 奨励金を交付する場合に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励金の交付等)

第19条 奨励金は、奨励事業完了後に交付するものとする。

2 認定事業者は、第17条第1項の規定により奨励金交付決定兼確定通知を受けたときは、請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、奨励金の交付に当たり、次の各号いずれかに該当する場合は、2年間に分割して交付することができる。

(1) 第6条別表第1号の規定により算出された奨励金の額が4億円を超える場合。

(2) 第6条別表第2号の規定により算出された奨励金の額が2億円を超える場合。

4 前項の規定により奨励金を分割して交付する期間内において、当該工場の操業が休止又は廃止されたときは、市長は、以後の奨励金の交付を行わないものとする。

(調査等)

第20条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、第7条第1項の事業者又は認定事業者(以下この項において「認定事業者等」という。)に対し、必要な報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に認定事業者等の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(決定の取消し等)

第21条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定

事業者に対し、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は期限を定めて既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 別表に規定する要件を満たさないと認められるとき。
- (3) 豊田市補助金等交付規則又はこの要綱等に違反したとき。
- (4) 第15条で定める期間内に当該工場の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したと認められるとき。
- (5) 市税を滞納したとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(加算金等)

第22条 認定事業者は、前条の規定による奨励金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 認定事業者は、前条の規定による奨励金の全部又は一部の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

3 前2項の場合において、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の一部を免除することができる。

(取消し等の通知)

第23条 第13条の規定による認定若しくは前条の規定による奨励金の交付の決定の取消しをしたときは、奨励事業者認定取消し等通知書（高度先端産業立地奨励金）（様式第11号）により通知するものとする。

2 前条第1項の規定による奨励金の返還の命令は、奨励金返還命令書（高度先端産業立地奨励金）（様式第12号）により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第23条 認定事業者は、奨励金の対象として取得した財産について、5年を経過するまでの期間、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(実施細目)

第24条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同要綱の失効前に認定を受けた奨励事業者に対する当該認定に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱の規定に基づく様式を使用している場合は、改正後の豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、当該様式を使用することができるものとする。

別表（第4条、第6条関係）

交付の要件	奨励金の額				奨励金の 限度額
	右欄に掲げる場合以外の場合		立地に係る事業所が重点産業分野に属する事業の用に供されるものである場合		
	右欄に掲げる場合以外の場合	第3条第3号エに規定する行為を行う場合	右欄に掲げる場合以外の場合	第3条第3号エに規定する行為を行う場合	
<p>(1) 次に掲げるいずれの要件にも該当する中小企業者。</p> <p>ア 当該工場の立地に伴う固定資産取得費用の合計額が2億円以上であること。</p> <p>イ 原則として、当該工場の立地に伴い立地企業が新たに雇用する常用雇用者数（以下「新規常用雇用者」とい</p>	固定資産取得費用の10%以内とする。	固定資産取得費用の5%以内とする。	固定資産取得費用の15%以内とする。	固定資産取得費用の7.5%以内とする。	10億円

う。)が 5人以上 であるこ と。					
----------------------------	--	--	--	--	--

様式第1号（第7条関係）

（表）

奨励事業者認定申請書（高度先端産業立地奨励金）

豊田市長 様

		申請日		年	月	日	
申請者	住所 名称 代表者氏名						
	資本金	円	常用雇用者数	人			
	事業概要						
申請する 事業所の 概要	所在地						
	名称						
	業種	高度先端産業分野（分野）					
	事業概要						
	重点産業分野						
	固定資産 取得費用	家屋	円	償却資産	円		
		合計	円				
	固定資産 の規模等	家屋	m ² （建築面積 m ² ） （延床面積 m ² ）				
			取得契約年月日	年	月	日	
		償却資産	取得契約年月日	年	月	日	
	常用雇用者数	人（うち新規常用雇用者数 人）					
	事業着手予定年月日		年	月	日		
	完成予定年月日		年	月	日		
	操業開始予定年月日		年	月	日		
担当者 連絡先	所属		電話	（ ）－			
	氏名		FAX	（ ）－			

(裏)

〈添付書類〉

- 1 企業の概要書
- 2 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 3 定款又は規約
- 4 役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所を記載した名簿
- 5 事業計画書
- 6 家屋の配置図及び各階平面図
- 7 直近2年間の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの）
- 8 市税の納税証明書（市税の滞納がないことを証するもの）
- 9 重点産業分野に属する事業であることを説明する書類（重点産業分野に属する事業である場合のみ）

承諾事項

申請者は、奨励事業者の認定を申請するに当たり、次の事項について承諾します。

- 1 この申請書及び奨励金交付申請書（高度先端産業立地奨励金）（様式第9号）の記入内容に関する確認及び調査のため、必要に応じて市の職員が事業所に立ち入ること。
- 2 市の職員からの質問に対して可能な限り回答すること。
- 3 市長が必要な年度の課税資料等の提出を求めた場合は、これに応ずること。

承諾チェック欄

様式第2号（第9条関係）

奨励事業者認定可否決定通知書（高度先端産業立地奨励金）

第 号
年 月 日

様

豊田市長



申請年月日	年 月 日	審査結果	<input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない
認定しない理由			
認定番号	高 第 一 号		
事業所名称			
重点産業分野			
認定の条件等			

様式第3号（第10条関係）

事業着手届（高度先端産業立地奨励金）

豊田市長 様

	届出日	年	月	日
申請者	住所 名称 代表者氏名			
認定番号	高 第 一 号			
事業所 名称				
事業着手 年月日	年 月 日			
完成予定 年月日	年 月 日			

様式第4号（第11条関係）

事業計画変更届（高度先端産業立地奨励金）

豊田市長 様

		届出日	年	月	日
届出者	住所 名称 代表者氏名				
認定番号	高 第 一 号				
事業所 名称					
変更事項					
変更理由					

添付書類 変更事項を証する書類（事業計画変更書、変更計画図の写し等）

様式第5号（第11条関係）

事業 ^{中止}
_{廃止} 届（高度先端産業立地奨励金）

豊田市長 様

注意 のところは、該当するものに
レ印を付けてください。

届出日 年 月 日

届出者	住所 名称 代表者氏名
認定番号	高 第 一 号
事業所名称	
事業中止・ 廃止年月日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 中 止 <input type="checkbox"/> 廃 止
事業中止・ 廃止の理由	

様式第6号（第12条関係）

事業所操業開始届（高度先端産業立地奨励金）

豊田市長 様

		届出日	年	月	日
届出者	住所 名称 代表者氏名				
認定番号	高 第 一 号				
事業所 名称					
操業開始 年月日	年 月 日				

様式第7号（第14条関係）

奨励事業者承継申請書（高度先端産業立地奨励金）

豊田市長 様

		申請日	年	月	日
譲渡人 （奨励事業者）	住所 名称 代表者氏名				
譲受人 （承継者）	住所 名称 代表者氏名				
認定番号	高 第 一 号				
事業所名称					
承継年月日	年	月	日		
承継理由					

添付書類

- 1 奨励事業者認定可否決定通知書（高度先端産業立地奨励金）
- 2 承継の事実を証する書類
- 3 次に掲げる承継者に係る書類
 - （1）企業の概要書
 - （2）法人の登記事項証明書又は住民票の写し
 - （3）定款又は規約
 - （4）市税の納税証明書（市税の滞納がないことを証するもの）

様式第8号（第14条関係）

奨励事業者承継承認通知書（高度先端産業立地奨励金）

第 年 月 日

様

豊田市長



認定番号	高 第 一 号	
所在地		
事業所名		
住所	奨励事業者	承継者
名称		
代表者氏名		

様式第9号（第16条関係）

奨励金交付申請書（高度先端産業立地奨励金）

豊田市長 様

		申請日	年	月	日
申請者	住所 名称 代表者氏名				
認定番号	高 第 一 号				
事業所名称					
交付申請額	円				
固定資産 取得費用	家屋	円			
	償却資産	円			
	合計	円			
常用雇用者数	人				

添付書類

- 1 固定資産取得費用を証する書類
- 2 固定資産台帳
- 3 対象の常用雇用者一覧表
- 4 建築基準法に基づく検査済証
- 5 建築図面
- 6 市税の納税証明書（市税の滞納がないことを証するもの）
- 7 その他必要な帳簿書類等

様式第10号（第17条関係）

奨励金交付決定兼確定通知書（高度先端産業立地奨励金）

第 年 月 日

様

豊田市長



認定番号	高 第 一 号
事業所名称	
交付決定額 兼 確定額	円
交付の 条件等	

備考 奨励金交付決定額兼確定額は、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱第18条の規定により、奨励金相当額の千円未満を切り捨てた額となります。

様式第 1 1 号 (第 2 3 条関係)

奨励事業者認定取消し等通知書 (高度先端産業立地奨励金)

第 年 月 日

様

豊田市長

印

認定番号	高 第 一 号
事業所名	
取消し等の内容	
取消し等の理由	

様式第12号（第23条関係）

奨励金返還命令書（高度先端産業立地奨励金）

第 年 月 日 号

様

豊田市長

印

奨励金返還額	円	
奨励金の返還を命ずる理由		
奨励金返還額の算出基礎等	返 還 額	算出明細
	円	
納 入 期 限	年 月 日	